○四国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号　高松市南新町一番六から同市亀井町一番二まで　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十九日

○四国地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
土佐市中島字東土居六三番一地先から同市高岡町字西鶴若甲六九番二まで	前	BA	七・九〇～三三・〇〇（メートル）	〇・五一八（キロメートル）
	後	BA	三四・〇〇～九〇・三〇〇	〇・六一六
	後	BA	七・九〇～三三・〇〇〇	〇・五一八
	後	BA	三四・〇〇～九〇・三〇〇	〇・六一六

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号及び一八七号　土佐市中島字東土居五九番一地先から同市中島字柳ヶ内一八七番一地先　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十九日

○四国地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　香川県

二　都市計画事業の種類及び名称　高松広域都市計画道路事業三・六・一三七号公園東門線

三　事業施行期間　自平成二十四年二月二十九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　香川県高松市桜町一丁目、桜町二丁目及び楠上町二丁目地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　(一)　道路の種類　一般国道

二　(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊本県葦北郡芦北町大字花岡字川原一六七四番一六から出水市下知識町一四七〇番一まで	前	BA	八・八〇～一〇一・五〇（メートル）	三五・一五〇（キロメートル）
	後	BA	二三・〇〇～一五一・〇〇	一〇・九五五
	後	A	八・八〇～一〇一・五〇	三五・一五〇
	後	BC	二一・〇〇～三六〇・三〇	一三・二六九

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局八代河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
佐伯市弥生大字門田字古田七二六番から同市弥生大字門田字門田八五六番一まで	前	一〇・七〇～一三・〇〇（メートル）	〇・〇九〇（キロメートル）	
	後	一一・四〇～一四・三〇	〇・〇九〇	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十号　佐伯市弥生大字門田字古田七二六番から同市弥生大字門田字門田八五六番一まで　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十九日

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、平成20年5月15日中国地方整備局公示（電線共同溝を整備すべき道路を指定した件）の一部を次のように変更したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年2月29日

中国地方整備局長　戸田　和彦

道路の種類	路線名	変更前後別	区間
一般国道	9号	前	山口市小郡下郷字西下村111番1から同市小郡下郷字竹ノ下2274番1までの上下線
一般国道	9号	後	山口市小郡下郷字西下村77番4から同市小郡下郷字竹ノ下2274番1までの上下線